

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人県民ボランティア振興基金という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を長崎県長崎市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、県内においてボランティア活動などの社会貢献活動を展開しているボランティアなどの活動促進を図るため、活動環境の基盤整備や支援事業を行い、もって県下のボランティア活動などの振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動など社会貢献活動に関する相談支援事業
- (2) ボランティア活動など社会貢献活動に関する情報提供・普及啓発事業
- (3) ボランティア活動など社会貢献活動に関する人材育成事業
- (4) ボランティア活動など社会貢献活動に関する交流促進事業
- (5) 災害ボランティア活動に関する支援事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、長崎県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、長崎県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度終了後3月以内に長崎県知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内（うち理事長1名、常務理事1名）
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

(理事の職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第17条 監事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときには、理事会又は主務官庁に報告をすること。
- (4) 前号の報告をするため必要あるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、理事会の議決を経て、報酬を支給することができる。

3 役員には、費用を弁償することができる。

4 役員報酬及び費用に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長)

第21条 この法人は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、会長を置くことができる。

2 会長は、第14条に規定する役員及び第31条に規定する評議員を兼ねることができない。

3 会長は、この法人の事業に関して必要な助言等を行うものとする。

4 会長は、無報酬とする。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催及び招集)

第24条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。

2 理事会は、理事長が招集する。

3 理事会を招集するときは、理事に対して、会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して、開催の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長欠席の場合は、理事の互選により議長を選出する。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(持ち回り決議)

第29条 前3条の規定にかかわらず、災害時などにおける緊急を要する事項については、理事会の開催に代えて書面により理事の賛否を求め、その過半数をもって決することができる。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び概要並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席理事の中からその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることはできない。

4 評議員には、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が必要と認めたとき又は評議員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言することができる。

5 評議員会には、第25条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、長崎県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び

評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、長崎県知事の認可があったときに解散する。

- 2 解散するときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、長崎県知事の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び備品)

第36条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員の名簿、就任承諾書及び履歴書並びに評議員の名簿及び履歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類
 - (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 収支決算書
 - (9) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号、第2号のうち「役員名簿」、第5号、第6号、第7号及び第8号に掲げる書類は、原則として、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第37条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、平成14年5月1日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立初年度の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、平成14年5月1日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第15条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成14年5月1日から平成15年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の評議員は、第30条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、同条第4項の規定により準用する第18条第1項の規定にかかわらず、平成14年5月1日から平成15年3月31日までとする。

附則

この寄附行為は、平成17年7月7日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成21年7月3日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成22年10月8日から施行する。